

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

**本資料の目的**

- 2019年1月18日に公表した企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等(以下「本公開草案」という。)に対するコメントは2019年4月5日に締め切れ、25通のコメント・レターが寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所がある。
- 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている<sup>1</sup>。

**公開草案の提案から変更を行った主な項目**

- 本公開草案の公表以後、専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① 第三者から入手した相場価格の確認手続の例示(時価算定適用指針 <sup>2</sup> 第42項)	第三者から入手した相場価格の確認手続の例示を記載。	左記に加え、記載した確認手続は例示であり、状況に応じて選択すること、また記載したもの以外の手続によることも考え得る旨を記載。	例示であることをより明確とするために修正したものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
② 第三者から入手した相場価格の利用の取扱いに関する例外措置(時価算定適用指針第24項)	例外措置の対象は次のデリバティブ取引とした。 (1)インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である	例外措置の対象は次のデリバティブ取引とした。 (1)インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である	為替予約に類する通貨スワップについては同様の取扱いとすることから変更したものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考

**コメントの追加 [A1]:** 市場価格のない株式等の範囲については、公開草案の後の審議にて明らかになったと考えるため、再公開草案の要否について検討すべきである(第410回企業会計基準委員会)。

→公開草案後の審議において、市場価格のない株式等の取扱いの明確化を要望する意見が聞かれたことから、その範囲や改正前の金融商品会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」の本公開草案における取扱いを整理した結果、本公開草案の定めを修正しないこととしている。よって、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

<sup>1</sup> 本資料は、第410回企業会計基準委員会(2019年6月13日開催)審議事項(3)-5から項目⑥を追加している。

<sup>2</sup> 審議事項(2)-4別紙4企業会計基準適用指針第●号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

審議事項(2)-5

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
及び 48 項)	同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ (2)インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約	同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ (2)インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ	えられる。
③ 適用時期 (時価算定会計基準 <sup>3</sup> 第 16 項)	本会計基準は、 <u>2020 年</u> 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。また 2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。	本会計基準は、 <u>2021 年</u> 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	本公開草案に対して、十分な準備期間が必要であるとの意見等、適用時期を延期すべきとのコメントが多数聞かれたことを踏まえて適用時期を変更するものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
④ 投資信託の経過措置 (時価算定適用指針第 26 項)	経過措置を適用した投資信託について、次の経過措置を設ける。 (1)時価の算定は、改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲する。 (2)便宜的な時価のレベルの分類を定め、時価のレベルに関する注記を求める。	経過措置を適用した投資信託について、次の経過措置を設ける。 (1)時価の算定は、改正の直前の金融商品実務指針第 <u>62 項</u> の取扱いを踏襲することができ <u>る</u> 。 (2)時価のレベルに関する注記を <u>求めない</u> 。	本公開草案に対して、便宜的な時価のレベル分類は会計実務上の混乱を生じさせるおそれがある等、時価のレベルに関する注記を求めることに反対するコメントが多数聞かれたことを踏まえて注記を不要としたものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えら

<sup>3</sup> 審議事項(2)-4 別紙 1 企業会計基準第●号「時価の算定に関する会計基準」

審議事項(2)-5

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
			れる。
⑤ 民法上の組合等への出資金の取扱い (金融商品会計基準 <sup>4</sup> 第 19 項、時価算定適用指針第 27 項等)	組合等の構成資産が主に市場価格のない株式等である場合には、市場価格のない株式等を含める。	組合等について市場価格のない株式等の範囲から除く。 時価算定適用指針第 27 項に定める投資信託の取扱いを改正する際に、組合等の時価の注記についても明らかにする。	組合等の取扱いには一定の検討を要するため、投資信託の取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしたものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。なお、取扱いを明らかにする際には公開草案を公表する予定である。
⑥ 四半期開示の経過措置 (四半期適用指針 <sup>5</sup> 第 81-9 項)	四半期適用指針第 80 項(3)④の注記事項について、適用初年度の比較情報は不要とする。	四半期適用指針第 80 項(3)④の注記事項について、適用初年度には注記を不要とする。	前期末との比較が困難であるとの実務への配慮に基づく変更であり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

4. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上

<sup>4</sup> 審議事項(2)-4 別紙 3 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」

<sup>5</sup> 審議事項(2)-4 別紙 5 改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」